

Business Certificate news

No.TCCI-158

Date: 2022 年 4 月 1 日

貿易登録の要件見直しについて

従来、日本在住でない方が代表者として登記されている日本法人の場合は、貿易登録をお断りしておりました。

しかし、会社法の要件緩和(2015年3月)・昨今の情勢を考慮し、下記要件に基づき「日本国内での業務執行責任者」を立てていただくことにより貿易登録を認めます。

なお、万が一問題が発生した場合は「日本国内での業務執行責任者」が責任をもって速やかにご対応をお願い致します。

記

【要件】代表者が日本在住でない(海外在住である)日本法人の場合

- ① 取締役、又は、それに準ずる役職(監査役は除く)で、日本在住である方を1名以上登記。
- ②「日本国内での業務執行責任者」に関する誓約書(別紙参照)を提出してください。
 - ※添付資料として、「日本国内での業務執行責任者」の方の印鑑証明(発行日を起算日として3ヶ月以内の原本)をご提出ください。(印鑑証明書は、日本在住の確認を行うため住所省略は不可とします。)
 - ※「日本国内での業務執行責任者」が日本在住の外国籍の方の場合、印鑑証明に加え、<mark>在留カード (特別永住者証明書)裏表両面のフォトコピ</mark>ーをご提出ください。下記の在留資格の条件を満たしている場合のみ登録ができます。

(氏名、在留資格、在留期限の記載が確認できる場合、パスポートのフォトコピーでも代用可)

【在留資格】

経営・管理、永住者、定住者、日本人の配偶者等、特別永住者、永住者の配偶者等、 法律・会計業務、企業内転勤、高度専門職

【備考】上記とは別に、通常の貿易登録に必要な書類(登録台帳・履歴事項全部証明書・印鑑証明 etc.) が必要になります。詳細は、HPをご確認ください。

以上

東京商工会議所 御中

今回の貿易証明登録更新における、<u>(役職)(氏名)</u>が海外在住のため、以下の誓約条項について、日本在住の (役 職)(氏 名)が責任をもって業務遂行いたします。万が一問題が発生させた場合は私が責任もって速やかに対処いたします。

貿易証明登録番号

1. 誓約条項

- 1. 当社/私は、1923年11月3日にジュネーブで署名された税関手続きの簡易化に関する国際条約(昭和27年条約第17号)ならびに商工会議所法(昭和28年法律第143号)第9条第5号および第6号に基づいて、責所が発給する原産地証明書その他の貿易関係証明(以下「貿易関係証明」という。)に関し、「商工会議所原産地証明書等貿易関係書類認証規定」(以下「認証規定」という)に則り提出する申請書類(典拠書類を含む)の記載内容が全て真実かつ正確であることを保証します。
- 2. 貿易関係証明の申請に当たっては、権限を有する者の貿易関係証明申請者署名届および貿易関係証明申請者業態内容届からなる貿易関係証明申請者登録台帳(以下「登録台帳」という。)ならびに必要な典拠書類を提出し、申請者としての登録を行います、
- 3、当社/私は、貴所から発給を受けた貿易関係証明をその本来の目的以外に使用しないことを誓約します。 もし万一、貿易関係証明の内容またはその使用に関連して疑義紛争等が生じる恐れがある場合、もしくはそれらが生じ た場合においては、下記の諸条約によってその処理にあたり、その一切の責任を負うとともに、貴所に迷惑をかけない こと誓約します。
- (1) 通知の義務

貿易関係証明に関連して、なんらかの事故の発生のおそれがある場合、もしくはそれが発生した場合においては、その処理について速やかに貴所に通知します。

(2) 弁償の義務

貿易関係証明の使用に関連して、貴所になんらかの経済的損失を引き起こした場合、または第三者により訴訟等の法的手段に訴えられた場合、もしくはその他の方法で請求を受けたような場合においては、貴所が被った一切の損害および費用等について速やかに弁價します。

(3) 誓約事項に違背した場合

上記誓約事項について違背の事実が判明した場合、もしくは違背の事実ありとみなされる疑義が生じた場合には、認証規定に基づき貴所が採られる申請者としての登録の抹消または貿易関保証明の一時発給停止等の措置に予め同意し、後日異議を申し立てません、

- 4、当社/私は、代行業者に貿易関係証明の申請を委託する場合、代行業者に認証規定を遵守させ、その申請に係わる一切の行為に対し全責任を負うことを誓約します。
- 2. 私の役割が変更となった場合には、速やかに届けます。